

入札の前にお読みください①

入札関連書類における用語は、下記のとおりとします。

- ・ 手数料率 自動販売機売上高に対する設置業者から施設管理者へ支払う手数料率とします。
別途消費税が加算されます。
- ・ 指定手数料 佐久市振興公社が指定する、入札時における手数料率の最低基準となります。
「指定手数料率」を下回る入札は無効となります。
- ・ 販売品目 自動販売機内販売品目の種別とします。
 - ・ 清涼飲料（缶・ペットボトル・ビン等）
 - ・ アイスクリーム
- ・ メーカー 自動販売機にて販売をおこなう商品のメーカーとします。
例：コカコーラ、ダイドー、サントリー、伊藤園等